

【委員会記録】

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13 時 03 分)

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

妹尾県民環境部長

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

よろしくお願い申し上げます。

南委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

丸若委員

CO₂の削減が一時もてはやされて、視察に行くのも太陽光発電等々に行くのですが、去年の 3.11 から余り言われなくなりました。本来CO₂の削減は国の方針で、各電力会社に再生エネルギーで実証実験を義務づけたというのかな、だから進んでいったと私は認識しています。3.11 以降、再生可能エネルギーは原発の代替エネルギーという位置づけで報道されることが多いんですが、全然違うと思うんです。

最近ではCO₂削減についての情報が少なくなった。しかし、県においても国同様に、基準年度から、2020 年ですか、25%削減という目標があると思うのです。その進捗状況というのかな、ここ四、五年のそれぞれの部門での目標と達成状況をちょっと御説明いただきたいと思います。

市原環境首都課長

本県におきます温室効果ガスの排出量の御質問をいただきました。

本県では、毎年、環境省で出しております温室効果ガスの排出量等の算定マニュアルに基づき、国の統計資料等々のデータを活用いたしまして、毎年排出量の算定をいたしております。

算定自体の公表につきましては、トータルの排出量ということで、CO₂の排出量、それと森林による吸収量という形で公表をさせていただいております。それで、2008 年から、森林の吸収についても算入をするということで、2008 年以降、CO₂の排出と森林吸収量を加味したトータルでのCO₂の排出量の算定を公表いたしておるところでございます。

また、CO₂の排出量自体でございますけれども、2006 年から申しますと、1990 年の基準年、これにおきますCO₂の排出量が、694 万 2,000トンでございました。その後、2006 年が 744 万トン、2007 年が 750 万 5,000トン、2008 年が 703 万トン、2009 年が 671 万トンと推移をしております。

それに、森林吸収量を加味するわけでございますけれども、2008 年が 63 万 9,000トン、2009 年が 73 万 2,000トンとなっております。したがって、2009 年ベースで申し上げますと、排出量 671 万トンに、森林吸収量 73 万 2,000トンを加味いたしまして、徳島県の温室効果ガス排出量は、597 万 8,000トンとなっております。

この 597 万 8,000トンにつきましては、1990 年の基準年と比べますと、13.9%の減少となっております。近年、排出量につきましては、若干減少の傾向となっております。なお、2010 年以降の数値でございますけれども、冒頭申し上げましたように国の統計資料をデータとして使っております関係上、最新のデータは現在のところ、2009 年の数字ということになってございますので御了解をよろしくお願いいたします。

丸若委員

一番知りたい数字が出ていないということですね。私が不思議に思うのは、本当にひところ地球温暖化が言われていて、民主党政権となってからは、鳩山由紀夫さんがCO₂の排出量 25%削減と言ったことがありましたよね。それが 3.11 以降、特に産業部門については途方もないCO₂排出量になっていると思いますが、それが全然出てこない。

そして、ここの夏の電力需要についても、大丈夫だったじゃないかと。だけど、徳島県の場合も、火力発電所をフル稼働しています。

私は先般、ウイング 21 で、伊方発電所に視察に行きました。そのとき、火力発電について聞いたのですが、定期点検をせずにフル稼働している発電所が、全国的に多い。四国電力も定期点検をしていないというので、いつごろ点検を予定しているんですかと話を聞いたら、比較的電力需要の少ない秋口、10 月、11 月等々に予定はしているというようなお話でした。

もし、足りた、足りたと言っても、そのときに、とめてあったその火力発電所がクラッシュしていたら、県だって、恐らく電力不足になっていたと思うのです。石炭火力発電をフル稼働して何とか電力需要を賄っているけれども、それによって、どれぐらいのCO₂がふえるのでしょうか。いわゆる発電の大きさ、ボリュームですね、それにどのぐらい投入して燃やしているのかわかるはずですから、何トンぐらい排出量がふえるのかということをお聞きしたい。

市原環境首都課長

火力発電でございますけれども、原料に原油、重油、コークス等使用する場合がございます、その使用原料をどういう割合で使用するかということにも関係はしております。昨年ずっと停止試行していた阿南火力発電所を稼働させたということで、これについて、あくまでも机上の試算ということでございますけれども、試算をいたしましたところ、阿南火力の発電所が、定格出力が 22 万キロワットということになってございます。それに原料の二酸化炭素の排出係数を掛けますと、1つの試算ですが、1日当たりの二酸化炭素排出量として、約 3,670トンが排出されと考えております。

丸若委員

日本全体で言ったら、大変な量だと思うんですよね。あれほどあおっていたマスコミもそのあたりのことを言わないで、電力需給は大丈夫、大丈夫と。私自身はすごく不信感を持っております。先日の南委員長の一一般質問にあった本を見せていただきました。現実問題として、CO₂の削減効率が一番高いということで原子力発電を進めた。民主党政権になっても、ベトナムに売り込みに行ったりとかあったと思います。

もっと冷静なエネルギーについての議論が必要だと思いますし、県にしたって、CO₂の削減について目標を立てているということは、火力発電等々の増加、そこらを冷静に判断していったって、徳島県自体のことも含めてやらなければいけないということです。これは、各県、火力発電があるところとないところで、かなり大きな開きになってきているのだらうと思います。

4月以降に原子力発電で安定基準が新しくできたら、どういうふうに改造するということを考えていくというのが国の方針らしいです。県は、温暖化対策推進計画で、25%のCO₂削減目標について、それぞれの部門でこういくと計画しているんだけど、今の時点でエネルギー政策がこういことになって、目標量が大きくなっている。森林吸収等々、別部門でそれを削減するように吸収量をふやしたとしても、それで賄えないだけのもが出てきていると思うのですが、その差ですね。その差的なことを、我々に明確に示すという図式というものはできないものなんでしょうか。

市原環境首都課長

済みません、まず、最初に御質問いただいた各部門ごとの排出量でございます。

ちょっと申し上げ忘れておりまして、申しわけございません。

(「それまでのやつだったら、それは要らない」と言う者あり)

そういたしますと、ただいま、御質問のありました今後の県の目標数値、それと今般のエネルギー行政を踏まえた、今後のCO₂の削減目標、そういったことについての御質問でございますけれども、委員もおっしゃいますように、国においては当初 2009 年に、2020 年に 1990 年比で 25%の削減をするという目標を立てておりました。県におきまして、昨年の8月に策定をいたしました徳島県地球温暖化対策推進計画におきまして、2020 年に 1990 年比でCO₂は 15%削減、これに国における海外での排出量取引、いわゆる国外クレジットの 10%を加算して、合計で 25%削減するという目標を立てておりました。この目標につきましては、今後の国の状況等を踏まえまして、弾力的に見直しを行いながら推進するという扱いにしておりました。

東日本大震災によります原発事故を契機といたしまして、国のほうでも、それから全国でも原子力発電に対する安全性でありますとか、エネルギー政策全般についての関心が高まる中で、去る9月 14 日に策定されました革新的エネルギー・環境戦略では、2030 年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入するという目標が示されまして、グリーンエネルギー革命でありますとか、火力発電の高度利用、そういったことを推進することとされております。

それとあわせて、原発から火力や再生可能エネルギーへの依存度をシフトすることによりまして、戦略の中での削減目標といたしまして、国内における 2030 年時点での温室効果ガス排出量を、1990 年比でおおむね2割削減するという修正がされておるところでございます。これの本県におけます排出量への影響でござ

ざいますけれども、電力の使用にかかる排出係数が変わってくることになりますので、現状のままで考える限りにおきましては、温室効果ガスの排出量はふえるということになってございます。

県が掲げる温室効果ガスの削減目標につきましても、国のそうした取り組みと連動する面がございますけれども、その取り扱いにつきましては、今、国の革新的エネルギー環境戦略、これ自体についてのいろんな議論が続けられております。

それから委員おっしゃいますように、原子力発電所、これの稼働に対する動向につきましても、いろいろ全国的な議論が起こっておるところでございます。こうした影響がかなり、県の目標にも影響してくるのではないかなと考えてございます。

それから、あわせて、国の革新的エネルギー・環境戦略におきましても、本年の末までに、2013 年以降の地球温暖化対策の計画を策定するということになってございますので、県といたしましては、この計画内容、それから戦略自体をめぐる議論について、もう少し動向を見定めていく必要があるのではないかなと考えております。

ただ、今現在、県で定めております地球温暖化対策推進計画に掲げております、重点プログラム、最重点プログラム、こうした取り組みについては、これを後退させるものではなく、今後とも引き続き着実に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

丸若委員

県の削減目標についても、いろいろな意見があるという状況だと思います。私も個人的にはクエスチョンマークが3つも4つもつくような状況でないかと思います。

この前も、氷が溶けて北極の地図が変わってきている、ひょっとしたら、北極のほうを通過してヨーロッパとアメリカを行き来するような時代が来るんじゃないかという話を聞きました。環境的なことでは、海水温が変わってきて、どんどん漁場の状況が変わってきているという話も聞きます。

私は台風力発電というのはおもしろいなと思ったんですが、こういう地域の一番、それぞれの地域で資源を利用して、安く電力需要を賄うという方向で行くべきだということは間違いないし、これについては誰も反対しないと思うんです。けれども余りにも偏ったと言いますか、議論が一方的になっていることを大いに憂えているところであります。

南委員長に教えてもらったところによると、原子力発電の技術を持っているというのは、数社なんですね。そのうち、日本には、三菱重工だったり、東芝だったり、日立だったりかなり技術の高い、安全性の高い技術を持っている企業がある。こんな事故が起こる前には、エネルギー事業だけでなく、経済的な世界戦略の中で原子力発電は大きなウエートを占めていたんです。日本のいわゆる発電量は何万、1 万、2 万、3 万、5 万キロワット以下の原子力発電所をつくる技術というのかなり確立されてきておるようですから、そういうことも進めていったら、もう少しこのCO₂のことについても世界的なレベルで現実的な話になってくるのかなと思うのです。

太陽光発電にしても、42 円での買い取りなんていうのはドイツの倍の値段です。利益に敏感なというか、事業展開に敏感な人は参入していますけれども私は、あれと、はしごを外されるような状況になる可能性

も高いのではないかとと思っています。太陽光発電が産業として成り立つとは私自身思っていません。太陽光発電については、私も個人的にそういった分野にいたものですから、もう 20 年ぐらい前からいろいろやっただけですけども、とてもこれは無理だということで、私自身は参入しておりません。

とにかく、このままの状態、原子力発電所を再稼働、フル稼働したときにはどうなるか、それも含めて、国も計画を立てるだろうけれども、そのあたりをまた質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思いますし、ほかの部門でのこのCO₂削減等々についての議論というのも深めていけるようにしていただきたいと思います。

あと1点。先日の新聞報道で、徳島県の下水道普及率が 51%で 11 年連続最下位となっていました。このことについて、私は個人的には、集落排水、公共下水道に頼るというのは難しいのではないかなと思っています。やはり合併浄化槽で推進していくというのが正しいかなと思っています。

私が阿波町議会議員のとき、阿波町でも 600 万円ぐらいの調査費をかけて、集落排水をやるという方向だったのが大反対しました。それは町民の間に、し尿処理に対してお金をかけるという意識がほとんどないんです。市議会議員時代の最後の質問では、全国のイニシャルコスト、それからランニングコストを取り上げてどのぐらい違いがあるよとグラフに出して、聞いたこともありました。

幸い、市場町では計画自体がなくなっていました。一時期であれば、農林省系の集落排水、それから建設省系の公共下水ということで競っていたものです。飛行場と一緒に、公共投資に血眼になっていたときの遺物だと私は思っているんです。

これは県のほうに言ったって仕方ないことも大いにありますね。それぞれの自治体が決めることだから。ただ市町村をまたぐような事業は県の所轄になるでしょうし、現実には進んでいる事業もあるんですよ。

そこのことも含めて、ちょっとお伺いしたいのは、どこまで把握されているかわからないのですが、現時点で単独浄化槽がどれくらいあるか、それから補助金等で合併浄化槽に切りかえたのはどれくらいあるかというのはつかんでいますか。

藤川環境整備課長

丸若委員から、合併浄化槽の設置状況についての御質問でございます。

まず、合併浄化槽、単独浄化槽の設置状況でございますけれども、平成 23 年度末現在、単独浄化槽が 12 万 8,243 基でございます。それから、合併浄化槽が、5万 1,966 基という状況になっております。それで、古い数字でございますけれども、平成 22 年度の数字しか今手元にはないのですが、単独浄化槽が 12 万 8,586 基ですから、300 ぐらい減っております。合併浄化槽が、4万 9,409 基ということで、約 2,000 基ほどふえておる状況でございます。

それから、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえでございますけれども、徳島県浄化槽整備事業補助金という補助金を出しておりまして、その実績を申し上げますと、平成 20 年度が 2,453 基、21 年度が 2,120 基、22 年度が 2,302 基、23 年度が 542 基という状況で、計画的に浄化槽の整備を行っているところでございます。

以上でございます。

丸若委員

今、後から言われた数字、これは全体ですね。新築も含めてということですね。それからもう一つ、以前にお聞きしたかもしれませんが、県下で、いわゆる集落排水、公共下水をこれからやろうというところは、幾つぐらいあるのですか。

藤川環境整備課長

全体のいわゆる污水处理人口の増加のためには、下水道人口、農業集約排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラントと、4種類がございます。私ども、合併処理浄化槽のところしかわからないのでございますけれども、現在、いわゆる市町村整備型の事業を面的に整備していこうということで、個人の設置ではなく、市町村に合併処理浄化槽を面的に整備してくださいということで進めていっているところでございます。

それで、県内市町村を個別に回りまして、その普及啓発をやっておるところでございます。全体的にどのぐらいの市町村が、下水から合併浄化槽に方針転換したのかという情報については、きょうはちょっと持ってきておりませんので、御容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

丸若委員

全国で最下位ということがどれほどの意味を持っているんだろうかと、私自身は思っているのです。もちろん、文化的な生活をするために、くみ取り、無臭便槽、泡の簡易水洗、節水型でコップ一杯で流せるというようなものをつけているところも多いということは、私も把握しております。やはり地域の実態に合わせた方法にするほうが、私自身はよいと思っています。

先ほど言いましたように、もうだいぶ前に、地元の町で集落排水の計画があったとき、どれぐらいのイニシャルコストがかかるのか調べたこともありました。徳島市役所でも、担当者が私の知り合いだったので聞いたのです。どんなんで聞いたら、阿波町で集落排水なんてとんでもないという話でした。末端の処理場までそれほど距離がかからないというところだったらいいだろう、でも少し離れて、ポンプアップを5回も6回もしなければいけない状況であれば、それは徳島市内でも厳しいだろうというふうなお話でした。そのときはね。その状況は変わらないですよ。

だれだって、し尿処理、そんなところにお金をかけたくないでしょ。とにかく、これは劣化するたびにメンテナンス料がかかってきて、恐らく個人負担で取れないでしょうから、行政負担になる。そこらのことも含めて、皆さんいろいろ考え方があるだろうけれども、私はそのような考え方であるし、繰り返しになりますけれども、県が関与できるところというのは、どこであるか。いろいろ問題があることも含めてですけれども、やはりそこらのところを全体的な面的なことというのであれば、調整というのかな、いろいろな情報を開示してやっていく時代かなと思っています。

ちっちゃな国のお金ですし、県だってそんなに潤沢でないとなってきたら、将来にわたってどう負担を少なくするかということを考えていかなければいけないと思っております。そういうことも含めてぜひ県には調整役をお願いしたいということです。

これについては、思いつきのところもあるのですが、新聞に載っていたもので、ちょっと言わしてもらいまし

た。

先ほど言いましたように、CO₂のこと、それからこのし尿処理のこと、いわゆる生活をする中でマイナスの資源ですね。マイナスの資源を処理をするために、いかに効率よくやるかということが求められている。そういう情報をとにかく集めていって、判断は各市町村であったり、各個人であったりでよいと思うのです。その中で、例えばマスコミであっても、いろいろな媒体とか機会を通じて、市町村に対して、県民に対して、県として発信していただきたい。繰り返しお願いして、質問を終わらせていただきます。

古田委員

今のお話にもちょっと関連するのですが、再生エネルギーの買い取りが、7月、8月の2カ月間で今年度目標の半分を超えたとインターネットなどで言われています。250万キロワットの目標に対して、8月末時点で130万キロワットとなったと。

これは全国の方ですけども、徳島県の場合、これに匹敵する値というのはどのようになっているでしょうか。まず、お尋ねをしたいと思います。

島尾自然エネルギー推進担当室長

いわゆる再エネ法に基づきます再生可能エネルギーの導入状況について御質問をいただいております。

再生可能エネルギー特別措置法につきましては、本年7月1日から施行をされているところでございまして、その導入状況につきまして、経済産業省が設備の認定状況を取りまとめているところでございます。

これによりますと、平成24年8月末時点に本県におきます設備の認定でございまして、認定の施設といたしましては、太陽光発電設備が該当しておりまして、件数と認定出力について申し上げますと、まず10キロワット未満の施設につきましては、420件、認定出力が2,130キロワットとなっております。

続きまして、10キロワット以上につきましては、78件、認定出力が9,412キロワットとなっているところでございます。それから、10キロワット以上のうち数でございまして、1,000キロワット以上の、いわゆるメガソーラーにつきましては、本県は5件で、出力が7,249キロワットとなっております。合計いたしますと、件数といたしましては498件。出力といたしまして、1万1,551キロワットとなっているところでございます。

以上です。

古田委員

徳島県でも順調に自然エネルギーの取り組みが進んでいるということですが、先ほど固定価格が42円ということで、さらに導入が進んでいるということなんで、ますます、私は広げていっていただきたいと思えます。

自然エネルギー立県とくしま推進戦略では、今回、県有施設とか、市町村の防災拠点になるようなところに、太陽光、蓄電池などを41カ所に広げることが出されております。大いに進めていただきたいのですけれども、私は、一般家庭に対しても、もう少し充実した補助金制度というのができないかと、以前からずっとお願いをしております。

この推進戦略の中では、木造住宅の耐震化工事とあわせて行う太陽光発電システムの設置について支援

を行うということで、家庭にも補助してますよと、達田県議に対する答弁でも言われたのですが、残念ながら、耐震化工事とあわせて木造住宅に太陽光発電をつけるかと言ったら、実績がないんですよね。住宅課に聞いたら、平成 23 年度の7月から始めているが、実績はゼロ件だということです。それはそのとおりですか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

先の環境対策特別委員会で、扶川委員の御質問に、県土整備部においてそういった答弁がなされたと認識しております。

以上です。

古田委員

日照時間一つをとってみても、全国でもトップクラスと言われている徳島県の自然環境を生かして進めるということを考えれば、公共施設はもちろんですけれども、一般の家庭への設置ということにも、ぜひ補助金を出していただいて、進めていただきたいと思います。

島尾自然エネルギー推進担当室長

県におきます住宅用太陽光発電のみを対象とする補助制度の創設という御質問かと思います。

住宅用太陽光発電の導入を支援する仕組みといたしましては、国におきまして住宅用太陽光発電導入支援復興対策補助金というのがございます。一般社団法人の太陽光発電協会の太陽光発電普及拡大センターを窓口といたしまして、出力 10 キロワット未満の太陽光発電システムに対しまして、1キロワット当たり3万円、または 3.5 万円の補助が行なわれているところでございます。

また、県内におきましても、6市町におきまして、国の補助と併給をされる形で補助制度を創設いただいているところでございます。ちなみに、住宅用太陽光発電の導入のみを対象といたしました県独自の補助制度はございませんけれども、国庫補助の状況を平成 21 年度から申し上げますと、平成 21 年度につきましては 963 件、平成 22 年度につきましては 1,531 件、平成 23 年度につきましては 1,668 件。それから平成 24 年度でございますが、第1四半期ということで、6月まででございますが、532 件ということで、年に直しますと約 2,000 件ぐらいの見通しになるかと思います。

そういったことで、国庫補助の決定件数が伸びてきているところでございます。また、補助事業が始まりました平成6年度以降、推計の導入件数でございますけれども、累計で約 8,800 余りとなっているところでございます。県といたしましては、こういった制度のさらなる活用に向けて取り組んでいく必要があるというふうに考えてございまして、今年度新たに情報サイトといたしまして、県のホームページに、自然エネルギー立県とくしま情報サイトを立ち上げてございます。

また、県内の市町村にも御協力をいただきまして、ワンストップの相談窓口を、全市町村において設置をいただいているところでございまして、県といたしましては、こういった形で積極的に情報発信に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

古田委員

だんだん進んでいるという状況は、頑張っ取組んでおられるなというふうに思うのですが、香川県とか高知県は、残念ながら少し額は下げておりますけれども、県が実施をしているというところもあります。大いに進めるという意味では、県としても6市町村だけでなく広めていただきたいというふうに思います。

次に、吉野川河口干潟のラムサール条約湿地への登録問題について伺いをしたいと思います。私は、本会議でも、平成22年の9月議会に質問をさせていただいたのですが、県は本腰を入れて、この問題に取り組んでいるのかなと思っております。ラムサール条約の湿地に登録されるということは、世界的に吉野川の河口干潟が認められるということで、観光地としても、また自然を守るというアピール、それを生かした暮らしということを考えても、大きな影響があると思うのです。

この問題について、担当課がどのように取り組んでおられるのか、伺いたいと思います。

井上自然環境室長

ただいま委員から、吉野川河口干潟のラムサール条約湿地登録についての御質問をいただいております。

吉野川河口干潟は、稀少野生生物が多く分布し、渡り鳥の中継点となっていることから、東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワークに参加すると共に、シギ・チドリ類の生息地として、日本の重要湿地500にも指定されており、県といたしましても、吉野川河口の貴重な自然環境を保全することは重要であると認識しております。

ラムサール条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約と言われ、日本では1980年に釧路湿原をラムサール登録湿地に指定したのを皮切りに、2012年7月現在であります、40カ所、条約湿地面積は13万8,000ヘクタールとなっております。

環境省では、2010年の生物多様性条約第10回締結国会議コップ10にあわせまして、ラムサール湿地候補地検討会を開催し、吉野川河口干潟は、全国172カ所の潜在候補地の1つに選定されております。ラムサール登録湿地は、国連のラムサール条約事務局が行なっておりますが、日本での選定は、環境省が行っております。環境省が定める重要湿地の要件は3つございまして、1つ目は、国際的に重要な湿地であること、これはラムサール条約で示された基準に該当していること。2つ目が、国の法律、自然公園法、鳥獣保護法などにより、将来にわたり自然環境の保全が図られていることでございます。具体的にはあらかじめ国指定の鳥獣保護区の特別保護地区、あるいは国立公園、または国定公園に指定されていることとなっております。3番目は、地元自治体等からの登録への賛意が得られていることとなっております。

現在、1番目の国際的に重要な湿地であるということは満たされておりますが、今後は残りの2つの規定条件についての課題解決が必要と思われます。登録は国が行うことでもありますから、環境省の動向を注視し、徳島市と十分協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

古田委員

徳島市の同意賛意というのも必要だと思いますが、国土交通省が管理をする第一級河川ですので、やっぱり県のかかわりというのが大きいわけですね。だから鳥獣保護区の問題などは、吉野川河口干潟の湿地登録を目指すという観点に立って、もっと県が積極的に、一つ一つ解決していくという姿勢が必要だと思うのです。

先ほど、登録された湿地は 40 カ所とおっしゃいましたが、46 カ所だと思います。今回登録された9カ所がうちの1つが、兵庫県豊岡市のコウノトリを守ろうという、円山川の流域です。そこが登録されました。豊岡市にお尋ねしたところ、まずは、鳥獣保護区にしてもらうことが一番ですよ。国がするんじゃないんですよ。県が、一つ一つやっていかなければ、鳥獣保護区ということにはならないのではないかと。

豊岡市の場合は、シカによる鳥獣被害が大変大きいので、銃でシカを撃ちます。銃の使用を制限する鳥獣保護区にするということには、なかなか理解が得られない。大変な苦勞がありましたと言っておられました。

吉野川河口干潟の場合は、漁師さんたちですね。青ノリなどをつくっておられる方々は鳥が青ノリを食べにくるということで、銃で撃っております。そういった方々の協力もいただいて、湿地へ登録されることによって、どのようなプラスの影響が出てくるのかということ、やっぱりこつこつ話をされて鳥獣保護区にする。

鳥獣保護区になったからといって、全く銃を使えないということではないそうです。豊岡市の場合も、鳥獣保護区にはなっているけれども、シカ害が大変ひどいということで、許可をもらって銃でシカを撃つこともできるんですということも言われておりました。

そういった努力を、担当課の方々が、まず努力をしていていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

井上自然環境室長

どのような努力をするかということでございますが、現在、吉野川河口干潟の保全のために取り組んでおりますことが幾つかございます。

吉野川河口干潟の環境調査につきましては、県土整備部が阿波しらさぎ大橋の架橋に伴う環境モニタリング調査を行っております。しらさぎ大橋は、貴重な干潟への影響を少なくするために、干潟部に橋脚を設置せず、干潟の保全に取り組んだ工法となっており、モニタリング調査は工事着工前の平成 14 年度から実施し、河川の水質や干潟の地形の変化、鳥類や生物の生息状況等について行なっております。

調査結果については、いずれの項目においても特に問題となる経年の変化は認められないと聞いております。この調査結果を参考にして、徳島市と協議を進めてまいりたいと考えております。また、干潟に流入するおそれのある漂流、漂着ごみを減ずるため、例えば、平成 23 年度に小松海岸において、たび重なる台風による大規模漂着物を、約 3,700 立方メートルを処理しております。このような取り組みにより、吉野川河口干潟の生物の保全や環境保全を図っております。

以上でございます。

古田委員

私がお尋ねをしているのは、先ほど言われた3つのうちの2つ目です。国定公園になっているとか、鳥獣保

護区になっているとか、そういうことがまず1つの条件ですよと。それができていなければ、なかなか3つの条件というのはクリアできませんよということを言われたじゃないですか。

今回、円山川が登録された豊岡市の場合もそうなんです。鳥獣保護区にしなければだめだということで一生懸命取り組んだ。関係する方々とずっと話し合いをして、鳥獣保護区への理解をいただいて、そして今回の登録に結びついたんだというお話でした。

吉野川の河口干潟であれば青ノリを栽培したり、魚をとったり、シラスウナギをとったり、それから阿波藍の栽培などにも生かしていますよね。

このラムサール条約というのは、水鳥だけを守るというのではなくて、そういう産業へも、大きなプラスがあるのですよということを、わかるように具体的に話をしながら、鳥獣保護区の指定に向けて協力してもらおうという、そこをところを努力すべきじゃないのですかとやっているのです。そのことに対しては、努力をするのですか。

環境省の動向を待っていますではなくて、関係する自治体、県や徳島市、鳥獣保護区の場合は大体県が指定をしますので、県がやらなくてはこれではできないのです。環境省がそこを国定公園にしますと言ったところでいきなりはできませんので、県が努力すべきではないのですかと、そこを言っているのです。

そこを答弁していただけませんか。

井上自然環境室長

国指定の鳥獣保護区につきましては、国が指定することとなっております。したがって、それらの保護区の指定につきましては、徳島市、並びに利害関係者と十分協議してまいりたいと考えております。

以上です。

古田委員

ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ。日ごろから干潟の会員の皆様方は、日曜日や夏休みなどに、干潟観察会とか、ごみがあるときにはごみをみんなで拾いましょうとか、河口干潟を守る運動をいろいろされております。行政としても、ぜひ積極的に子供たちへの環境教育に取り組んでいただきたいと思うのです。

東環状大橋開通のときに、小学生の子供さんたちが集まって、河口干潟での観察をこんなふうに行っているんですよといった発表があったと思います。ああいった子供たちへの環境教育というのを、ぜひいろいろな機会を通じて、大いに広げていっていただきたい、そういう取り組みをしていっていただきたいと思いますが、県として、そういう計画はありますでしょうか。

久米環境総局環境管理課長

県におきましては、こういう干潟も含めまして、水質の環境を保全するという意味合いにおきまして、小学生等に環境学習を実施しています。

例えば、今年度であれば、鳴門第一小学校であるとか、阿南第二中学校であるとか、こういったところで、小さいときから水辺の環境に注意を払うというような、環境学習に取り組んでいる状況でございます。

古田委員

吉野川河口干潟をラムサール条約の湿地に登録してほしいということで言えば、吉野川河口干潟での環境学習、この環境を大いに生かしていきましょうという取り組みが必要だと思うのです。

豊岡市の場合は、さまざまな生き物調査をいろいろな団体が参加してしたり、子供たちに野生復帰の取り組みや、生物多様性保全の正しい知識を身につけてもらうという子どもの野生復帰大作戦という環境学習をしたりして、今回の湿地登録に至ったということを言われておりました。

県都徳島市に、こんな雄大な吉野川があり、そして第十堰までのすごい長い距離の間に、たくさんの生物がいる。観察している方は、ことしは大変シオマネキなどが少なくなっているとおっしゃっていますが、環境を守ろうという方々がたくさんおられる。こういう利点は、ほかの県にはないと思うのです。

ですから、今回、河川で湿地登録されたところが2つあるんです。円山川と、もう一つ。吉野川の河口干潟もそれに続いていただきたいという思いを込めて、質問させていただきましたので、ぜひ取り組みを強めていただきたいということで終わります。

最後にお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

柏木環境総局長

やはり貴重な干潟を守るというのは、非常に大切であると思っております。私どものほうも、産廃協会と一緒に、ここ吉野川のところはことしはやってないのですが、海部川であるとか、いろんなところの河口、例の漂着物の処理なども行なっております。

また、吉野川河口干潟につきましては、ことしの8月26日に生物多様性とくしま会議という環境団体と一緒にフォーラムをいたしました。その前日に、生物多様性とくしま会議の方が主催となって、県外からも、三菱UFJ銀行なども来ていただいたりして、一緒に干潟を見に行って、いかに大切なよいものであるかというアピールもしております。

いずれにいたしましても、本当に吉野川の干潟、しらすぎ大橋から見れば、物すごくきれいな風景が広がっております、今後とも環境の保全には十分努めていきたいと思っております。

喜多委員

あと少しで9月も終わりですが、ことしの夏は、異常な暑さの天気が続いて、その結果、熱中症で多くの人が病院に行ったり、本当に長い長い暑い夏でありました。

部長を初め県民環境部の皆様方が、藍色のシャツに思いを託した夏もそろそろ終わるのではないかと思いますけれども、これから冬に向かって、またぜひ部長を中心に、徳島県の節電、そしていろいろな対策に取り組まれていただきたいと思う次第でございます。

何点か質問させていただきたいと思います。

節電とか、グリーンニューディール基金につきましては事前委員会で質問させていただきましたので、きょうは、毎回出ております、野生鳥獣の食害についてお聞きします。

シカによる食害については、10年前の平成14年度にはゼロに近かったものが、だんだんとふえて、被害総額で4,000万円ぐらいにまでなったんですかね。ただ、去年、おとしから、いろいろ県等の対策によって、

少し減ったようでございます。イノシシについては、かなり減ってきました。3大被害のもう一つ、猿についてはふえたそうで、3年連続で年間の被害額が1億円を超すということでございます。

実際、農家の人が、あす収穫ができると思ったその前の日に、食べられてしまって収穫できなくなったという例がいっぱいあります。特に、シカというのはだんだん山からおりてきて、数もふえて、人間の生活を脅かす1つであろうと思います。

シカによる食害について、最近の現状と今後の対策についてお尋ねいたします。

井上自然環境室長

シカの対策についての御質問をいただいております。

平成23年度のシカの農作物被害は、約4,300万円で、前年度の約4,700万円より減少していますが、依然として被害額は高どまりの傾向にあります。近年では、シカの生息域の拡大に伴い、里地、里山での農業被害や、剣山地域など標高の高い地域での自然植生への被害が急増したことから、県では、平成24年4月から5カ年間の第3期ニホンジカ適正管理計画を策定しております。

この計画では、年間の捕獲目標頭数を、平成24年から25年度においては、7,000頭と決めまして、個体数調整捕獲に取り組んでおります。この目標を達成するために、捕獲に係る規制緩和といたしまして、管理区域を県下一円に拡大し、狩猟期間の1カ月延長や、1日当たりの捕獲数制限を解除し、有害鳥獣捕獲における銃器等の許可期間を延長するなどの取り組みをしております。

また、平成23年度から取り組んでおります、特定鳥獣適正管理促進プロジェクト事業により、県下11の市町村被害対策協議会が、銃器により実施するシカの一斉捕獲などの個体数調整に取り組む経費について、支援を行っております。これは、捕獲従事者に対し、その手当という形で、1日1人7,000円を支給しております。

今年度の一斉捕獲につきましては、5月19日から27日の連続9日間行いました。2回目は、この10月20日から28日の予定です。また、プロジェクト事業では、剣山地域の貴重な自然植生を保護するため、既設防護柵の保守管理や、効率的な集中捕獲、ニホンジカの生息調査などを行うとともに、国や学識経験者等、関係機関で構成する剣山地域ニホンジカ被害対策協議会を開催することや、さらに県猟友会が新規狩猟者確保のために実施するイベントにおいて、狩猟の意義をPRするため、農林業の被害状況のパネル展示や、ニホンジカの食肉試食会や、初心狩猟者を対象とした銃器や、わなの捕獲技術向上のための研修会への支援を行います。

今後も、市町村や県猟友会、国や県などの関係機関との連携を図りながら、被害防止対策に努めてまいります。

以上でございます。

喜多委員

市町村の広域とあわせて、高知県との広域等についてもお願いします。こちらの山で追ったら向こうに逃げていく、向こうで追ったら今度はこちらに逃げてくるというようなことで、なかなか決定打はないと思うのですが、できる範囲でやってほしいなと思います。年間1億円の被害ということでありますので、1億円使っ

て、1億円の被害をとめたら費用対効果が認められると思います。

今のところはまだ、人に対する害はないのですけれども、私も時々山に行ったりして、シカ1頭だったら怖くないのですが、何頭も一緒にいると威圧されて、逃げ出してしまいます。イノシシはなかなか遭わないのですけれども、猿が10頭、20頭ずっと並んでにらまれたら、私、気が弱いものですからもう逃げていくというかね、猿に襲われたら大変なことになると言います。シカと猿の怖さというのがありますが、それとあわせて、農産物の被害、林業の被害は、はかりしれないものがあると思います。

自然を大切にすることでもありますけれども、自然を大切にするために、シカ、イノシシ、そして猿のこれからの対策を強力的に進めてほしいなということを要望しておきたいと思います。

それと、あと何点か、自然環境についてお尋ねします。

先日、国土交通省四国地方整備局から四国内一級河川の水質ランキングが発表されました。四国に20ある1級河川の中で、四国一の清流に選ばれたのは本県の穴吹川で、17年連続1位、水1リットル当たりのBOD平均値が0.5ミリグラムなんだそうです。

貞光川も2年連続1位ということで、すばらしいことだと思いますし、徳島県が自然豊かな美しい県であるというアピールの1つになろうかと思います。

ちなみに、四国三郎、吉野川は0.6で4位、旧吉野川も0.6。7位が那賀川で0.7。10位が今切川の0.9。ちょっと落ちて12位が桑野川で1.1。16位が鮎喰川で1.3。そして最下位が2.8ミリグラムで、愛媛県の石手川ということです。

水質を落とすのはたやすいことですが、17年連続で1位というこの努力、付近住民の努力もすごいなと思っております。

そんなことも含めて、県内の河川の現状と、県の取り組み、対策をお尋ねいたします。

久米環境管理課長

本県での河川の水質状況についての御質問をいただいております。

本県では、水質汚濁防止法に基づきまして、国、県、市町が連携いたしまして、公共用水域の水質の常時監視を行っております。河川につきましては、先ほど御紹介いただきましたように、吉野川、那賀川などの主な河川を初め、県内の38河川におきまして、水質測定を実施いたしております。その項目につきましては、水質汚濁の目安となりますBOD、生物化学的酸素要求量のほか、pHでありますとか、カドミウムとか鉛、こういった人の健康の保護に関するような項目につきましても、実施している状況でございます。

それで、平成18年度以降なのですが、県内の河川の水質汚濁の目安でありますBODの環境基準の達成状況というのは、100%ということが続いているのが現状でございます。ちなみに、全国状況で言えば、平成18年度から平成22年にかけては、90～92.5%という状況になっていることから、県内の河川の水質というのはおおむね良好な水質が維持されていると考えております。

水質保全に向けました県の取り組みということなのですが、まず、工場事業場ということで、そうした法に基づきます特定施設を有する工場事業場に対しまして、計画的に立ち入り調査を実施して、その施設の使用状況でありますとか、排水処理設備の稼働状況、あるいは、排水基準の遵守状況、こういったものにつきまして、現在監視指導を行っております。平成23年度におきましては、延べ266事業所、平成24年度におき

ましても、現在までに 122 事業所に立ち入りを行っている状況でございます。

それともう一つ、河川を汚す原因の 1 つであります生活排水対策ということなのですが、県において、各部局においてさまざまな取り組みというのがなされていると思うのですが、私どものほうにおきましては、ソフト面の対策としまして、平成 20 年度から、みんなで水質汚濁を考える教室、こういったものを実施いたしております。それで、平成 20 年度から平成 24 年度までの累計の参加者というのは、約 530 名となっております。これでも小さいときから水質汚濁、身近なところの環境に気をつけていただくという、そういった環境学習をすることによって、底上げをしていっているという状況でございます。

このような取り組みを行っていくことで、今後とも、本県の水質、水環境の保全に努めていきたいと考えております。

以上です。

喜多委員

ありがとうございました。

いろいろな努力のおかげで水を守っていただいているということですね。これからも地道な活動、努力をしていただきたいと思います。

先ほど丸若委員さんのほうから話がありましたが、吉野川というのは、上流の汚水が、そのまま川として 200 キロ運ばれてきて、最終的に徳島市の人がその水を飲んでいます。農薬も何もかもすべて含んだ水が、徳島市の配水場に運ばれて、それをみんなが飲んでいっているということです。美しい吉野川、その支流というか、穴吹川も、貞光川もしかりですけれども、いろいろな河川の集合体が最終的に吉野川になっているという認識を、特に上流の人も持ってほしいなという思いがいたしております。

徳島県はすごくきれいなのですけれども、例えば、関西圏、関東圏では、下水処理場と水道の取水口が入れ違いに設置されています。浄化された水を水道に取り込んで、またそれを排水して水道として取り込むということで、本当に循環をしています。徳島県などそれから比べたら恵まれ過ぎていると思うのですけれども、さらに一層の水質浄化に努めてほしいなと思っております。

それから、例えば新町川とか、中小河川のいわゆる汚染度というか、浄化度、これは県の担当ではないと思うのですけれども、主だったところで結構ですので、わかる範囲でお答えいただけたらと思います。

久米環境管理課長

県内の主だった河川での状況ということでの御質問です。特に県都の代表的な河川であります新町川では、先ほど喜多委員から言っていただきました BOD についての変遷ということで、昭和 42 年ぐらいからのデータがございます。例えば、昭和 42 年であれば、新町橋で 32.3 でありますとか、昭和 43 年で 28.5 とか、非常に高く、本当にどぶ川というような、そういった状況であったと思います。それが昭和 50 年とか 51 年で、約 4 ぐらいになって来まして、平成 2 年、3 年、そのあたりから現在におきまして、大体 3 とか、それで今、現状では 2 とか、1.9 とか、そのように劇的にというか、かなり改善されてきているという現状がございます。

それから、主だった河川の経年変化というか、状況なんですけど、例えば桑野川であれば、最近 5 年間の平均が、最小値が 0.9 とか、最大が 1.4 とか、非常にきれいな状況になっております。海部川であれば、先ほど

御紹介にあったように、貞光川とか、穴吹川と変わらないような 0.6 とか 0.5 とか、そういった現状でございます。

以上です。

喜多委員

昭和 42 年の 32.3 に比べたら、今や底まで見える、魚がいっぱい泳いでいるのが見える。前にも言ったかもしれませんが、新町川では大きい菱形のエイがたくさん泳いでいます。あれを見たら本当に感動します。その美しさというか、町なかであれだけのきれいな水質を保っている新町川は、本当に貴重な観光資源であると思います。

昔に比べたら、いろいろと法的にも規制をされておりまして、そしてマナーもすごく良くなった。工場の協力もあってのことだろうと思いますけれども、すごくよくなっている。これからも続けてほしいな、頑張ってもらいたいということをお願いしておきたいと思います。

それともう一つ。すごく綺麗な、熱帯魚みたいな魚がいます。ちょっと色が悪いんですけどもカジカといひます。この絶滅危惧 類に入っているカジカが何十年ぶりに徳島で見つかりました。カジカは、川で卵を産んで、そして一たん海へ下って、それでまた川に戻ってきます。

見つけたのは園瀬川、園瀬川でカジカが見つかったというのは、初めてらしいのですが、もともと海部川にいたカジカが、海から上がってくるときに間違っというか、園瀬川に戻ってきたということです。

このカジカがすごいと思うのと同時に、さっきも言っていたように、徳島県がすごくきれいになったというあらわれが、このカジカではないかと思ひます。

徳島県版レッドデータブックにはいろいろな種類がいっぱい出ております。最近ではカワウソが絶滅危惧種から絶滅種になったとかという話も聞きます。

徳島市内でも八万とか、もちろん美郷では蜚がいっぱひです。これは地元の協力がなかったらとてもできないというか、川を自分の庭のように掃除しようというここのあらわれであろうと思ひております。それが結果として、蜚の生息地、蜚が住める川になった。

この絶滅危惧種を含めた稀少生物の現状と県の取り組みを、わかる範囲で結構ですので、お答え願えたらと思ひます。

井上自然環境室長

稀少種の保全の取り組み等についての御質問をいただいております。

稀少野生生物の保全については、県内に生育する野生生物のうち、絶滅のおそれのある種を選定し、その基礎となる資料を県版レッドデータブックとしてまとめておりますが、特に保護の必要のあるものを、指定稀少野生生物に指定して、捕獲や採取を禁止しております。この指定は、徳島県稀少野生生物の保護及び継承に関する条約に基づきまして、稀少野生生物を指定しております。

その指定状況は、平成 19 年には、環境審議会の諮問を経て、アカウミガメを初め、指定稀少野生生物 9 種を指定し、また平成 20 年には、1 種と稀少野生生物保護区 1 カ所を指定しております。平成 22 年には、3 種を選定し、指定しております。また、平成 23 年には、阿南市蒲生田におきまして、1 種を指定しており、稀

少野生生物保護区設定のための調査を行っております。平成 24 年 5 月現在で、動物 4 種類、植物 10 種類、計 14 種類が指定済みとなっております。稀少野生生物の保護活動につきましては、その保護を守るため、県民や民間団体を稀少野生生物保護巡視員に認定し、研修会等におきまして質の向上を図っております。

県民に対しましては条例の周知や、稀少野生生物の保護の普及活動を行ってまいりました。また、絶滅危惧種の見直しを目的としたレッドリストの改定を行っており、平成 22 年には鳥類と哺乳類を、平成 23 年には爬虫類、両生類、昆虫類等を、平成 24 年には汽水・淡水産魚類、維管束植物の改定を行っております。

県としましては、稀少野生生物の保護、保全について、県民や団体などと共同で行うことにより、徳島県における生物多様性の保全や、持続可能な利用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

喜多委員

カジカだけでなく、今後とも自然豊かな徳島をアピールするためにも、頑張って努力してほしいということをお願いして終わります。

南委員長

ほかにございますか。

(「なし」と言う者あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第 1 号、議案第 8 号

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

これをもって本日の総務委員会を閉会いたします。(14 時 29 分)